

厚木市監査委員公表第 9 号

平成30年5月31日に提出された住民監査請求(厚木市職員措置請求)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成30年8月2日

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 寺岡まゆみ

住民監査請求（厚木市職員措置請求） 監査結果

1 請求人
（略）

2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）は、所定の法定要件を具備していると認め、平成30年5月31日付けでこれを受理した。

3 監査の実施

（1）監査対象事項

本件監査請求は、平成30年3月17日から平成30年3月29日まで企画政策課が行ったニュージーランドへの出張について、その費用を支出したことは不当であるとして「違法又は不当な公金の支出」にあたるかについてを監査対象事項とした。

また、職員の派遣人数については、個々の行政判断によって決定されるものであり、住民監査請求による監査では、行政判断自体は監査対象とはならないが、旅費の支出と密接不可分であることから、併せて監査対象事項とした。

（2）請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年7月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が監査委員に陳述した内容は次のとおりである。ただし、本件監査請求に関する発言以外は、記載を省略し、趣旨の要点のみを記載している。

なお、請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

「よろしく申し上げます。」

（略）

「今回の不正に当たらなくても、そういう意味での適切な事をやってたけど、（請求人）さんの意見を聞くと、民間では、もっとシビアに、そういう事を考えておられるから、その事を参考にするようにとかね、言う事を監査委員の方で出してもらいたいんですよ。そんじやないと、何にも何にも関係ないんですよ、何にもなんないんですよ。」

お客さんの意見をなるべく取り入れてやってくださいと、そのことを歯止めにしてもらいたいと、思います。」

(3) 監査の対象課への調査

平成30年7月2日に担当課に対し事情聴取を行うとともに、本件監査請求受理後、関係書類の監査を行った。

(事情聴取出席者)

政策部 企画政策課長

同課副主幹兼友好交流・オリンピック・パラリンピック推進係長

ア 企画政策課の出張目的について

東京オリンピック・パラリンピックに向けた支援について、多岐にわたる取組を実施していく必要があることから、政策部にオリンピック担当を配置し、企画政策課が中心となり様々な事業に取り組んでいる。

今回のニュージーランド訪問事業は、

- ① エデュケーション・ニュージーランドとの教育に関する了解覚書の最終確認
 - ・市内総ての教育機関が対象のため、企画政策課が中心となる。
- ② ホストタウン交流事業「FLY TO NZ Project～オタゴ工科大学体験留学プログラム～」
 - ・高校生が中心の留学プログラム
- ③ ニュージーランドのスポーツ競技団体のキャンプ誘致活動である。

イ 出張に係わる教育行政と市長部局の関係

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援については、市長部局の政策部にオリパラ担当を配置し、ホストタウン相手国ニュージーランドの政府機関、大使館、教育機関、スポーツ競技協会等との調整は、企画政策課が中心となり対応している。

ウ 項目ごとの役割分担

(ア) エデュケーション・ニュージーランドとの教育に関する了解覚書の最終確認

- ・市及び教育委員会の代表として教育長、市長部局責任者及び事務責任者として企画政策課長ほか2人、通訳1人

(イ) ホストタウン交流事業「FLY TO NZ Project～オタゴ工科大学体験留学プログラム～」

- ・引率者2人、通訳1人

- (ウ) 各スポーツ団体(4団体)との事前キャンプ誘致
・企画政策課長ほか2人、通訳1人

エ 出張人数の妥当性

1事業につき最低2人が必要であり、交渉、調整する相手方や事業実施場所がニュージーランド南島、北島に分かれており、双方の都合や短期間での成果を挙げるために5人で、同時並行の行程が必要である。

オ 直列スケジュールにした場合の弊害

南島のダニーデン市で実施する16日間のホストタウン交流事業「FLY TO NZ Project～オタゴ工科大学体験留学プログラム～」を引率している者が、北島のオークランド市、ウェリントン市で予定している他の事業を同時に交渉等することができない。

政府機関、行政機関、各スポーツ団体等の都合や日程を考慮すると約1か月間は必要となる。

キャンプ誘致を始め、現地で意思決定が求められた場合に、適切な役職者の配置が必要となる。

カ 役職者の配置

管理職が約1か月間も不在になることは、社会通念上、考えられず、事務事業の停滞を招き、ひいては市民サービスの低下を招く。

4 監査の対象

(措置請求書の原文のまま)

3月に企画政策課がニュージーランドに5名（見上課長を含む）で出張した。この話を聞いてビックリした。なぜ5名も多数で出張する必要があるのか？

見上課長からの説明では、3項目ありそれぞれ2名が必要で、6名必要のところ5名にしたとのこと。なぜ3項目を直列スケジュールにしたのか？それなら2名で済んだ。

それに対して、見上課長は2名が長期間滞在することになり、厚木の仕事がたまる。できない。しかし、航空券とホテル代を少なくすべく、2名に集中すべきではなかったか？厚木の仕事は別の人でフォローすればいいのでは？インターネットも進み、ニュージーランドでの仕事も可能と思う。フォローを組むのは課長の仕事だ。

一般では考えられない出張だ。まさに5名で行くことを前提としたスケジュールだ。出張費用が違法不当に支出されている。

5 監査の結果

本件監査請求について監査を行った結果、合議によって次のとおり決定した。

本件監査請求は、理由がないと認められるため、棄却する。
以下、その理由について述べる。

(1) 出張人数について

厚木市は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ホストタウンの相手国であるニュージーランドの政府機関や大使館、教育機関、スポーツ競技協会などの各関係機関との交流を深めるために様々な事業が取り組まれている。

ニュージーランド訪問事業は、3つの事業から構成され、訪問市は、ニュージーランド国内ではあるが、南島ダニーデン市や北島にあるオークランド市及びウェリントン市であり、離れた都市を訪問している。本来、別々の事業であることから、1つの事業に対し、最低でも2人の職員を配置する必要があるものと思料される。

また、同時期に、3つの事業を効率よく遂行ができるように、日程調整や事業内容に応じて、適切な役職の職員を配置して、職務遂行を行うことを可能としたものであり、こうした状況から、出張人数を5人とし、訪問国での業務が多岐にわたることを十分に踏まえて判断をされたものであることが思料される。

(2) 旅費について

ア 旅費支出の違法性・不当性の有無

厚木市職員の旅費に関する条例第2条に「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。」と規定されている。また、同条例第3条第1項にて「出張又は赴任は、任命権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。」と規定されているとともに、国外出張については、厚木市職員の外国旅行の旅費に関する規則で必要な事項が定められている。

そして、国外の旅行命令は厚木市事務決裁規程第8条(市長の決裁事項)別表で全職員が市長決裁と規定されており、旅行命令の手続きは、これらの規定に基づき適正に行われていたと認められる。

旅費の支給については、地方自治法施行令第162条第1項第1号の規定に基づき、平成30年3月1日に市長決裁を受けて、5人分が平成30年3月16日に概算払で支出されている。

今回の支出については、各航空運賃、空港諸税、宿泊料は本市基準に則り手続きがされており、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費によって計算されたものであり、何ら不適切な内容は認められない。

なお、精算については、厚木市財務規則第91条の規定のとおり旅行完了の日から10日以内に精算票が提出されている。

イ 報告書について

訪問事業完了後、旅行命令を発した任命権者（市長）に対する報告書を、業務記録等を基に、平成30年3月30日付けで作成している。

報告書には、主な訪問事業の内容に関する結果と写真が掲載されている。

(3) 判断

本件監査請求受理後、以上のような事実確認、請求人の陳述、関係課職員の事情聴取及び関係資料の監査を慎重に行った結果、次のように判断する。

今回、請求対象となった海外出張は3つの目的があり、その一環でもある「教育に関する了解覚書」内容の最終確認などを目的として、「市及び教育委員会の代表として教育長」及び「市長部局責任者・事務責任者として企画政策課長」の2人の出席が必要であった。また、この2人で、その他の業務目的である大学体験留学生11人の引率及び各競技団体とのキャンプ誘致のミーティングを含めた業務内容に対応するのではなく、業務を分担してそれぞれの各職員が各業務に当たることを選択した。出張した5人は、滞在中、覚書の最終確認、各スポーツ団体と事前キャンプ誘致の打ち合わせ、大学体験留学プログラムの確認など各職員が目的・役割を明確にし、限られた時間を効率よく使用し、帰国後その成果の一つとして覚書の締結が無事終了したと認められた。

出張人数については、遠隔地のニュージーランドでの業務、不測の事態、職員の負担等を勘案し、厚木市としての意思決定を行う経営会議において方針が決定されたものであり、行政判断された裁量に逸脱又は濫用があったとは認められない。

また、出張に係る旅費は、旅行命令に基づき、職員がそれに従って公

務のため旅行した場合に支出されるものであり、関係法令等に則り支出及び精算されており、何ら違法不当性もなく請求人の主張は認められない。